

沼津市学校規模・学校配置の適正化検討委員会

- 第2回 -

令和5年10月17日（火）
沼津市民文化センター2階 第1練習室



1

『第1回検討会のまとめ』

学校規模・学校配置における基本的な考え方(本市基本方針P8)

(1) 適正規模について

①小学校の適正規模

12学級以上24学級以下が望ましい

※特別支援学級を除き各学年2～4学級

②中学校の適正規模

9学級以上18学級以下が望ましい

※特別支援学級を除き各学年3～6学級

(2) 適正配置について

通学距離…小学校はおおむね4km以内

中学校はおおむね6km以内

通学時間…小・中学校ともに、おおむね1時間以内

地域の実状を踏まえて個別の方針

2

学校規模・学校配置の適正化に係る取組の目的

よりよい教育環境を整備し、
教育の質のさらなる充実を図る

よりよい教育環境・教育の質の充実とは？

多様な考えに 触れる

学校行事の 教育効果が向上

認め合い
協力
切磋琢磨

一定の学校規模を確保する

児童生徒数や教職員数が増える

学校の活性化

教育活動全般が充実する



クラス替えができる規模
免許外指導を解消できる規模

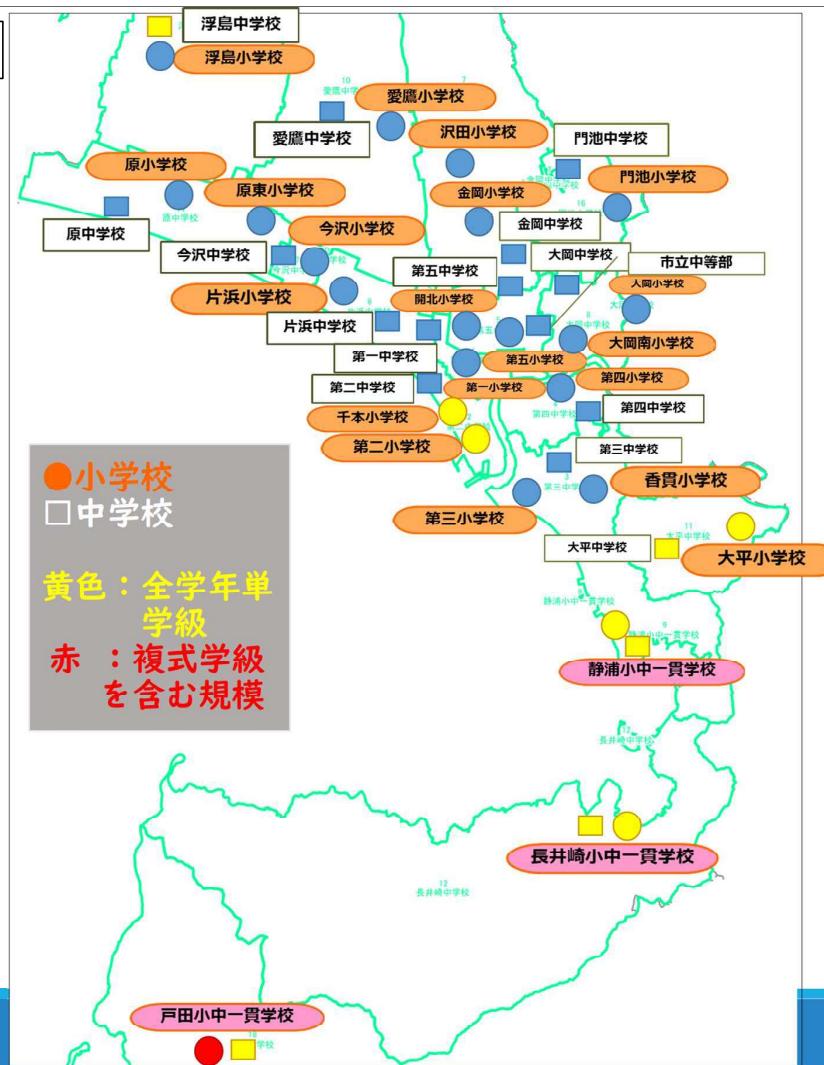
グループ活動 の充実

教職員研修の活性化

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 平成27年1月27日 文部科学省
沼津市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本方針 平成29年5月（令和2年12月改正）沼津市教育委員会

3

令和5年度 学校配置



4

『小規模校・小規模校教育の課題』

1人の教師がたくさんの分掌を持たなければいけないため、負担が大きい。

免許外の授業を担うことがあり、負担が大きい。

複数の小規模校をネットワーク化し、ICTを積極的に活用した双方向の授業を実施する必要性。
⇒多様な意見を交わす機会の確保。

小規模校の先生の孤立化を防ぐためのネットワーク化の必要性。

5

令和5年度「沼津市学校規模・学校配置の適正化検討委員会」スケジュール案

●第1回(8月3日)

- ・適正規模及び適正配置の基本的な考え方に対する意見交換
- ・小規模校教育に対する意見交換。
- ・今後、小規模校における教育の質の確保に向けた、小規模校間のネットワーク化やICTの活用など、支援の拡充について考えていく。

●第2回(10月17日)

- ①小規模校や小規模校教育について
- ②本市の取組と国の考えについて
- ③意見交換

●第3回(12月 or 1月)

- ・「沼津市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本方針 第3章追録(仮)」(案)の検討



- 3月:「沼津市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本方針 第3章追録(仮)」を策定

6

『小規模校のデメリット緩和策』

-公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 H27.1.文科省-

【社会性の涵養、多様な考えに触れる機会の確保】

- 小中一貫教育の導入
- 上級生がリーダー役となった異学年集団での協働學習
- ICTを活用した他校との合同授業の継続的・計画的実施
- 互いの学校を訪問しての合同授業や合同行事
- コミュニティ・スクールを活用した地域人材の効果的な参画

【教職員体制の整備等】

- 複数学校間で兼務発令を行い、教科免許保有者による授業
- 複数学校間で年間行事予定や指導計画の調整
- 複数学校間で校内研修や長期休業中等の研修の合同実施

7

『現在の本市基本方針』

-第3章 教育の質の更なる充実を目指した取組について(P21)-

1 小中一貫教育の推進

- 学年段階の柔軟な区切りを設定
(4-3-2制)
⇒9年間で3度のリーダー経験
- 小・中相互の兼務発令
⇒小学生段階から専門性の高い授業の実施
- 日常的な異年齢交流
- 9年間の一貫した教育課程の編成

2 ICTを活用した教育

- デジタル教材を活用した視覚化
- 情報端末や電子黒板を用いて考え方の整理・発表
⇒多角的な見方や考え方
- 遠隔地間をつないだ合同授業
⇒社会性の育成、学校内外の様々な人々との共同学習

8

本市の取組

小中一貫教育のさらなる推進

-日常的な異学年交流-

小中一貫校の入学式

4年生が企画運営する1年生を迎える会

小中合同専門委員会

縦割り活動

9

本市の取組

ICTを活用した教育

-多様な人々とのつながりを実現する遠隔教育-

児童会生徒会合同サミット

オンライン交流会(学活)

チャットで英会話

国際室群読

10

遠隔教育に関する国の考え方

-H30.11.19中央教育審議会初等中等教育文化会資料-

1. 遠隔教育の基本的な考え方

- 小規模校等における教育活動の充実や、外部人材の活用や幅広い科目的開設などにおいて、重要な意義。
 - 不登校児童生徒や病気療養児など、通学して教育を受けることが困難な児童生徒にとって、学習機会の確保の観点から重要。
- 一人一人に応じた学習機会を提供する観点から、遠隔教育が効果を発揮しやすい学習場面や目的・活動例等を類型化し、教育関係者の理解を深めていく。

遠隔合同授業の主な効果

- 学習意欲や相手意識が高まる
- 多様な意見や考えに触れられる
- コミュニケーション力や社会性が養われる
- 学習活動の規模が広がる
- 複式学級での直接指導の時間が増える
- 友達との話合いや議論を通じて、自分の考えを深められる
- 他校の状況や様子について把握できる
- 場所が離れている良さを生かした学習や、離れた場所にある学習資源を利用した学習活動ができる

(H30.11.19.中央教育審議会初等中等教育分科会資料)

11

本市の取組

コミュニティ・スクールの活用

-社会に開かれた教育課程・地域人材の効果的な参画-

運営協議会

ミシン授業支援

職場体験説明会

地域清掃ボランティア

12